

社会福祉法人 明桜会

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明桜会（以下「法人」という。）の業務 に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。また、評議員選任・解任委員、第三者委員及び相談役の報酬もここで定める。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

第2章 報 酬 等

(役員の報酬)

第3条 法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。役員に対する報酬の額は、別表に定める額とする。別途賞与の支給は行わない。

- 2 理事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。
- 3 監事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。
- 4 選任・解任選定委員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。
- 5 第三者委員に対する報酬の額は、別表5に定める額とする。
- 6 相談役に対する報酬の額は、別表6に定める額とする。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月26日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、公共交通機関による場合は実費、自家用車の場合は以下の計算式により支払う。

交通費届によって申し出された距離×1キロ20円×出勤日に乗じた金額

毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月26日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

（費用弁償）

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

（出張旅費）

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う宿泊料、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円の宿泊日当を支給する。

宿泊を伴わない出張に対して、1日あたり1,000円の日当を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

（出張旅費の仮受け）

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

（出張旅費の精算）

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

（金額の算定）

第10条 退任役員等に対する退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。その金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

（1）理事長 在任期間1年につき 10,000円

（2）理事、監事 在任期間1年につき 5,000円

（3）評議員 在任期間1年につき 5,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶弔

(受章祝金)

第13条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、兵庫県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表7に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第14条 役員等が傷病により入院が継続して10日以上に及んだとき又は自宅療養が1か月以上続いたときは、別表8に定める傷病見舞金を支給する。

(弔慰金)

第15条 役員等が死亡したときは、別表9の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第16条 役員等の親族等が死亡したときは、別表10に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 附則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 1 この規程は、平成29年6月23日より実施する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日より実施する。
- 3 この規程は、令和7年3月21日より実施する。
- 4 この規程は、令和7年8月13日より実施する。

別表 1 理事報酬額

対象者	報酬の額
業務執行理事（常勤）	月額 300,000 円以内
業務執行理事（非常勤）	月額 200,000 円以内

上記以外

理事会等会議への出席	日額 8,000 円
その他、法人業務のための出席	日額 8,000 円

報酬総額の上限は、6,000,000 円とする。

別表 2 監事報酬額

理事会・評議員会等会議への出席	日額 8,000 円
その他、法人業務のための出席	日額 8,000 円

報酬総額の上限は、300,000 円とする。

別表 3 評議員報酬額

評議員会等会議への出席	日額 8,000 円
その他、法人業務のための出席	日額 8,000 円

報酬総額の上限は、700,000 円とする。

別表 4 選任・解任委員報酬額

選任・解任委員会等会議への出席	日額 8,000 円
-----------------	------------

報酬総額の上限は、100,000 円とする。

別表 5 第三者委員報酬額

会議等への出席	日額 8,000 円
---------	------------

報酬総額の上限は、100,000 円とする。

別表 6 相談役報酬額

会議等への出席	日額 8,000 円
---------	------------

報酬総額の上限は、100,000 円とする。

別表 7 祝金

区分	支給基準額
受章祝金	ア. 兵庫県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 20,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内

別表 8 見舞金

傷病見舞金	傷病により入院が継続して 10 日以上に及んだとき又は自宅療養が 1 か月以上続いたとき 10,000 円
-------	---

別表 9 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000 円	弔電・生花
その他の役員等	50,000 円	弔電・生花

別表 10 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000 円	弔電・生花